

## 詰替・洗浄設備の新設に関わる新規制基準適用範囲について

### 1. はじめに

人形峠環境技術センター（以下、「センター」という。）のウラン濃縮原型プラント（以下、「DP」という。）への六フッ化ウラン（以下、「UF<sub>6</sub>」という。）の詰替・洗浄設備の新設に関わる新規制基準の適用範囲について、当機構の考えを示す。

### 2. 詰替・洗浄設備の新設に関わる新規制基準適用範囲についての考え方

#### 2.1 詰替・洗浄設備の新設設備について

新たに設置する詰替・洗浄設備については、新規制基準（技術基準）を踏まえて設計する。

#### 2.2 DPの建屋及び性能維持施設の一部について

詰替・洗浄設備は、既存のDP建屋内に新たに設置する。また、性能維持施設の一部も使用する予定である。

DP建屋および性能維持施設の一部は改造を加えずそのまま使用する予定であることから、これらの建屋及び性能維持施設の一部は、令和3年1月に認可された廃止措置計画の「維持すべき機能」は変更しない（新規制基準（技術基準）への適合は要求されない）。

#### 2.3 許認可手続について

詰替・洗浄設備の設置に関しての許認可手続は廃止措置計画変更認可申請で対応する。

### 3. 設備の共用について

センターでは使用施設においてもUF<sub>6</sub>を貯蔵しており、これらも加工施設に新設する詰替・洗浄設備を使用施設との共用施設として利用し、原子力事業者へ譲渡することを検討している。

—以上—